平成２４年（フ）第２８９３号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ511号
債務者　三井　忠司
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２３号
札幌市豊平区平岸３条２丁目５番３―103号
債務者　高田賢一郎
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４９号
札幌市中央区南４条西10丁目1004番地１　南４条ユニハウス1110号
債務者　河本　摩里
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９５７号
北海道北広島市大曲中央１丁目６番地　エスセーナ大曲壱番館502
債務者　藤澤由香利
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９５８号
札幌市手稲区星置２条３丁目７番８号
債務者　大森　弥生（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７号
札幌市東区北26条東13丁目２番10号　ライトハイム202号
債務者　石岡　　泉
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２号
札幌市豊平区美園４条７丁目４番６号　レジデンス美園201号
債務者　蒔苗いづみ（旧姓須貝）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
札幌市中央区南６条西16丁目３番10号　マンションジュエル２階８号
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
札幌市東区北16条東12丁目２番16号　ラファイエN16ＢＹ号
債務者　柳原　高志
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８号
札幌市中央区南16条西５丁目３番１―420号
債務者　柳原貴代子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８号
札幌市白石区菊水３条３丁目２番３―305号
債務者　鳴海　晴美
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４号
札幌市北区北37条西３丁目２番15号　石川マンションＢ棟411号
債務者　坂東　正敏
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８号
札幌市東区北36条東３丁目２番15号　ハイツ大越６号
債務者　関川　礼子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８号
札幌市白石区栄通９丁目６番８―110号
債務者　中嶋　伸一
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５号
札幌市豊平区豊平５条10丁目１番８号　フラット豊平306号
債務者　伊藤伊勢吉
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８号
秋田県鹿角市花輪字柴切田９番地２、借入時住所秋田県鹿角市花輪字下花輪64番地
債務者　石川千鶴子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第３号
山形県酒田市若浜町23番24号
債務者　菅原　　功
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　山形地方裁判所酒田支部